

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 基礎・基本の定着と分かる授業の実践
- ② Y-Pプログラムの活用や仲間づくり教室（1年）などによる集団づくり
- ③ 学校行事や諸活動への生徒の主体的な取り組みへの支援
- ④ 「いじめ問題」に関する校内研修会の開催
- ⑤ 携帯電話教室など情報モラル教育の推進
- ⑥ 家庭や地域との連携した講演会、研修会の開催

○いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、生徒の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育む。

○生徒一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。

○いじめの背景にある、生徒が抱えている学業や家庭環境、人間関係等につながるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。

○生徒が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは生徒の育ちに関心を持つ。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケートの実施（年3回全生徒対象）
- ② 定期的な教育相談の充実（年3回全生徒対象）
- ③ 学校行事や諸活動への生徒の主体的な取り組みへの支援
- ④ いじめを見逃さない体制づくりと生徒及び保護者との信頼関係の構築

○いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図る。

○定期的に行うアンケート調査等によって、常に生徒の状況を把握するとともに、生徒が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める。

○いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が生徒を見守り、育てる意識を持つように働きかける。

(3) いじめの早期対応・解決のための取組

- ① いじめ認知時の速やかな事実確認と情報共有、組織的な対応の構築
- ② 被害生徒及び保護者への適切な支援の確立
- ③ 家庭や地域、関係する専門機関との連携

- いじめには、チームで組織的に対応することを基本とし、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をする。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応をする。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒、方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決する。いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行う。(家庭との連携)
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく。(関係機関との連携)
- PTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。(地域との連携)